島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、女性を自治会の役員として登用する自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会　町又は字の区域その他市内の一定の区域においてその区域内の全ての世帯を対象として地縁に基づいて形成された団体で自治会と称するものをいう。

(2) 役員　自治会における総会において選出される、当該自治会の会長、副会長及び会計の職にある者をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　補助金の対象となる自治会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 自治会規約等に女性を役員として登用することを明記し、現に２名以上の女性を役員に登用した自治会。

(2) 自治会の総会等で女性を役員に毎年登用する方針を決議し、現に２名以上の女性を役員に登用した自治会。

２　前項各号に規定する女性の役員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 会長１名及び副会長１名以上

(2) 副会長２名以上

(3) 会長又は副会長１名及び会計１名

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、10万円とする。

（交付の申請及び実績報告）

第５条　補助金の交付を受けようとする自治会は、島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 島田市自治会役員女性参画推進に係る調書（様式第２号）

(2) 自治会の総会に係る議決書または議決書に代わる書類及び役員名簿が記載された書類

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び確定）

第６条　市長は、前条の規定による交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（補助金の使途）

第８条　前条の規定により請求し、交付を受けた補助金は、自治会会計に歳入し、自治会運営経費に充当しなければならない。

（補助金の交付の期間）

第９条　補助金の交付は、第６条に規定する補助金の交付決定があった日の属する年度から３箇年度を限度とする。

（補助金の返還）

第10条　補助金の交付を受けた年度において、女性役員の退任又は男性への役員交代により、女性役員が１名以下となった場合にあっても、当該年度に交付した補助金の返還は要しないものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付申請書兼実績報告書

年　　月　　日

島田市長

自治会の名称
代表者の住所
代表者の氏名

　　年度における島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金の交付を受けたいので、島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付要綱第５条の規定により次のとおり申請し、及び実績を報告します。

記

１　交付申請額　　円

２　添付書類

(1) 島田市自治会役員女性参画推進に係る調書（様式第２号）

(2) 自治会の総会に係る議決書または議決書に代わる書類及び役員名簿が記載された書類添付書類（規約又は役員選任規程、総会議決書の写し、役員名簿等）

(3) その他（　　）

様式第２号(第５条関係)

島田市自治会役員女性参画推進に係る調書

自治会名	

役　員　氏　名	
役　　職	
役　員　任　期	年　　月　　日～　　年　　月　　日
役員の主な仕事	
役　員　氏　名	
役　　職	
役　員　任　期	年　　月　　日～　　年　　月　　日
役員の主な仕事	
役　員　氏　名	
役　　職	
役　員　任　期	年　　月　　日～　　年　　月　　日
役員の主な仕事	

自治会役員女性参画推進のしくみ構築方法（該当するものに○）

	自治会規約等の制定及び改正を実施
	自治会総会等で決議

様式第３号(第６条関係)

島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金交付決定通知書兼交付確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

島田市長

年　月　日付けで申請及び実績報告のあった島田市自治会役員女性参画推進奨励補助金の交付については、次のとおり決定し、及び確定します。

交付決定及び交付確定金額　　円